

## 現行施策の現状と課題、論点整理を踏まえた中間取りまとめ

〈現在の制度〉

I -① 農地・水保全管理支払

26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施

I -② 中山間地域等直接支払

新たに地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな制度(多面的機能支払制度)を創設

I -③ 環境保全型農業直接支払

組替え・名称変更(新たな支払と重複する活動については単価から除外)

引き続き実施

II -① 畑作物の直接支払交付金  
(ゲタ)

26年産は現行どおり実施(予算措置で、全ての販売農家・集落営農を対象に実施)

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

II -② 米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ)

26年産は現行どおり実施(別途、ナラシの非加入者に対する影響緩和対策を実施)

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施(認定農業者、集落営農、認定就農者とし、規模要件は課さない)

III -① 水田活用の直接支払交付金

26年産から飼料用米等への数量払いの導入、産地交付金(仮称)の充実など全体の拡充

III -② 米政策

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

III -③ 米の直接支払交付金  
(1.5万円/10a)

26年産米から単価を削減した上で、29年産米までの時限措置(30年産から廃止)とする。

III -④ 米価変動補填交付金

26年産から廃止する。 → II -② ナラシ対策へ

〈見直しのポイント〉

# 米の直接支払交付金の見直しと振替・拡充される施策

## 米の直接支払交付金

経過措置として、  
26年産米から単価  
を削減した上で、29  
年産までの時限措置  
(30年産から廃止)

## 振替・拡充

今後の施策のイメージ	具体的内容
<p>○ <u>多面的機能支払の創設</u></p> <p>地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う新たな制度を導入</p>	<p>① 「農地維持支払(仮称)」として、農地を農地として維持していくために行う、地域資源(農地、水路、農道等)の基礎的保全活動など多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を支援する新たな支払を創設する。</p> <p>② 現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払(仮称)」とし、地域住民を含む活動組織が行う、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る活動など多面的機能の増進に寄与する活動を支援する。</p>
<p>○ <u>水田の有効活用対策の拡充等</u></p> <p>水田の有効利用と自給率・自給力の向上を図る観点から、産地交付金(仮称)の充実を含め、飼料用米等の水田作物に係る水田活用交付金の見直し・拡充</p>	<p>① 水田活用直接支払交付金の充実 ア 飼料用米等の単価を見直し数量払いを導入 イ 飼料用米等について、多収性品種に取り組む場合の追加配分等、「産地交付金(仮称)」の充実 ウ 県・市町村段階での「水田フル活用ビジョン」の作成等</p> <p>② 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進</p> <p>③ 生産者の主体的な経営判断等が的確に行われるよう、国は、全国ベースの米の生産と需要の見通しの策定の策定に加え、よりきめ細かい需給等の情報を提供</p> <p>④ 豊作・需要減等に対応するための民間主導による需給安定の取組が可能となるよう環境整備等</p>
<p>○ <u>構造政策(農地集積)の拡充</u></p> <p>生産コストの低減に向け、農地の担い手への集積を推進するための支援策等を拡充</p>	<p>① 担い手への農地集積・集約化等を加速化するため、農地の中間受け皿の整備及びその活動を支援</p> <p>② 人・農地プランの話し合いの中で農地中間管理機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付等</p>

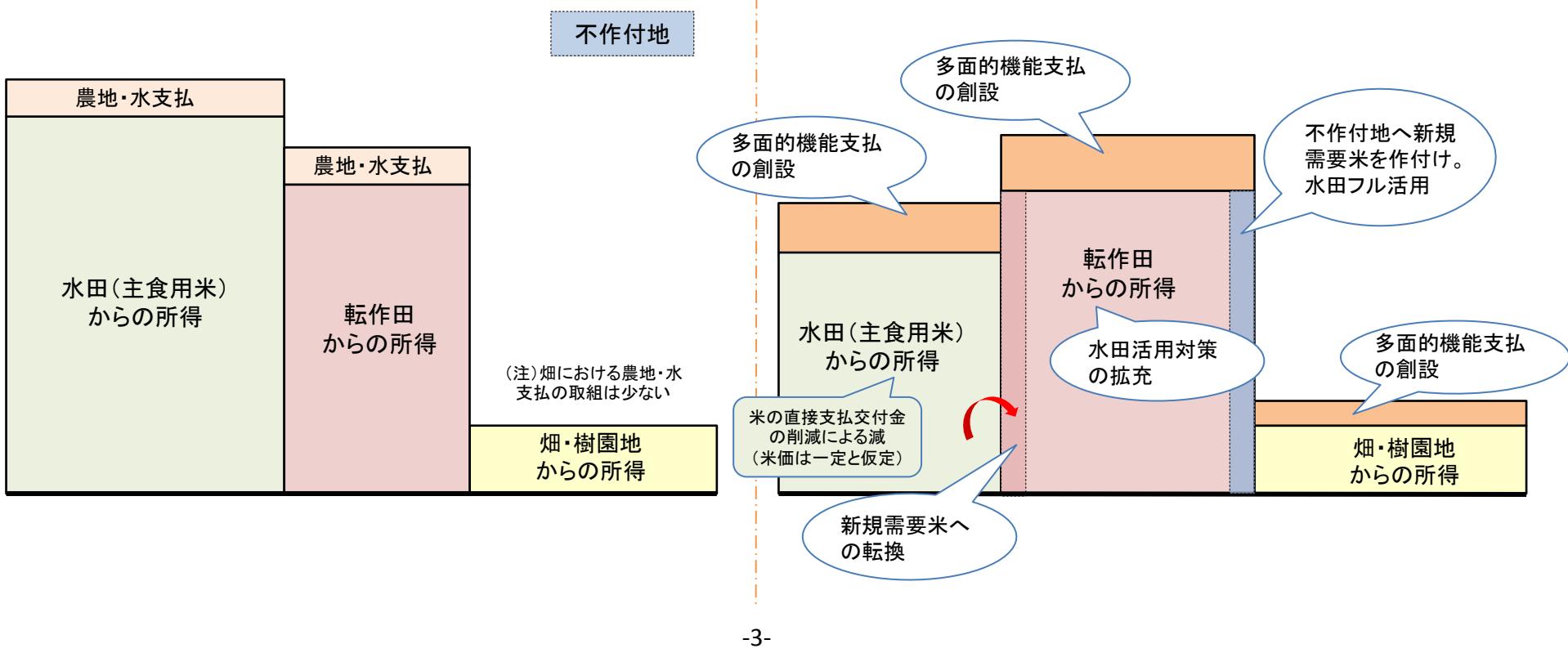
# 経営所得安定対策見直し後のイメージ

## 【現行】

米の直接支払	1.5万円/10a
水田活用対策(新規需要米)	8.0万円/10a
農地・水支払 (都府県) (注 5年以上継続地区は3.3千円/10a)	4.4千円/10a

## 【方向】

- 米の直接支払 : 削減(時限措置)
- 水田活用対策の拡充(新規需要米、産地資金等)
- 多面的機能支払 : 創設



## 日本型直接支払制度（多面的機能支払）

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業の多面的機能とは、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。</li>   <li>○ 食料・農業・農村基本法           <p>第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適かつ十分に発揮されなければならない。</p> <p>第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることからかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他福祉の向上により、その振興が図られなければならない。</p> </li>   <li>○ 農業生産活動は、一般に、集落のまとまりの中で、共同的な活動を通じて営まれているが、近年、農村地域では、高齢化・人口減少により、地域ぐるみの共同活動の実施が困難化。その結果、多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 國土保全、水源かん養、景観形成、文化の伝承、地域社会の維持など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持していくことが必要。</li>   <li>○ 農業・農村の多面的機能は、農村地域社会が共同で農地を維持することにより維持・増進されている。田、畑、草地を含み、広く農地について、農地として維持する活動を直接的に支援することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う新たな制度を創設してはどうか。</li>   <li>○ 具体的には、           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農業者等で構成される活動組織（集落等）が、農地を農地として維持していくために行う、地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動など多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を支援する新たな支払を創設するとともに、</li>   <li>② 現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して、地域住民を含む活動組織が行う、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る活動など多面的機能の増進に寄与する活動を支援する支払としてはどうか。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う新たな制度を26年度から導入する。</li>   <li>○ 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。</li>   <li>○ 具体的には、           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農業者等で構成される活動組織（集落等）が、農地を農地として維持していくために行う、地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動など多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を支援する新たな支払（農地維持支払（仮称））を創設するとともに、</li>   <li>② 現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して、地域住民を含む活動組織が行う、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る活動など多面的機能の増進に寄与する活動を支援する支払（資源向上支払（仮称））とする。（参考1）</li> </ol> </li> </ul>

現状(10/25議論)			課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
制度	仕組	目的			
農地・水保全管理支払	地域共同による農地周りの水路等国民共通の社会資本を保全管理するコストを支援	共同活動による社会資本の保全管理	○ 農地を維持するための多面的機能支払の設計に当たっては、①～③を踏まえつつ検討することが必要。  ① 産業政策と「車の両輪」をなす地域政策として導入。 バラマキ批判を招かないよう、産業政策の方向等と整合するような制度設計することが必要。  ② 新たに導入する制度が、個人払いとして生産調整非参加者に交付されると、(単価水準によっては、)生産調整への逆インセンティブとなる可能性がある。 地域全体を対象として交付する地域政策であることから、生産調整の達成を支払の要件とすることは馴染まない。  ③ すでに現場で定着している現行の施策をも踏まえて、制度設計を行うことが必要。 既存の制度と仕組み、目的が重複しないようにする必要。	○ 新たに創設する支払の仕組みは、次のようにしてはどうか。  ① 集落等の活動組織が多面的機能を維持・管理するための協定を作成し、市町村と締結する。  ② 協定においては、産業政策との整合性を保ちながら、地域資源の基礎的な保全・管理活動及び多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を定める。  ○ 現行の施策との関係については、次のようにしてはどうか。  ① 新たに創設する支払と、従来の農地・水保全管理支払で重複する活動があるので、農地・水保全管理支払の単価から、その分を除外する。  ② 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、目的及び支援対象のコストが異なっているので、基本的枠組みを維持しつつ継続する。	○ 新たに創設する農地維持支払（仮称）の仕組みは、次のとおりとする。  ① 集落等の活動組織が多面的機能を維持・管理するための協定を作成し、市町村と締結する。  ② 協定においては、産業政策との整合性を保ちながら、地域資源の基礎的な保全・管理活動など多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を定める。  ○ 現行の施策との関係については、次のとおりとする。  ① 新たに創設する農地維持支払（仮称）と、従来の農地・水保全管理支払で重複する活動があるので、農地・水保全管理支払の単価から、その分を除外する。  ② 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、目的及び支援対象のコストが異なっているので、基本的枠組みを維持しつつ継続する。
中山間地域等直接支払	中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を補正	条件不利地域における生産活動の継続			
環境保全型農業直接支援	環境保全効果の高い営農活動を行うことにより生じる追加的コストを支援	環境保全型農業の普及			

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ																																	
<p>○ 現行施策は、合わせて約200万haの農用地をカバーしているが、最近の取組面積はほぼ横ばいで推移するとともに、田における取組が中心。</p> <p>　　畑を含め、多面的機能の適切な発揮のための取組を広げていくことが必要。</p> <p>【現行制度の取組面積等(H24実績)】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>農地・水保全管理支払 田102万ha、畑36万ha、草地8万ha</td><td>約146万ha</td></tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払 田31万ha、畑6万ha、草地29万ha、採草放牧地1万ha</td><td>約68万ha</td></tr> <tr> <td>環境保全型農業直接支援 水稻2.6万ha、いも・野菜類0.4万ha、その他作物1.1万ha</td><td>約4万ha</td></tr> <tr> <td>(参考)農振農用地区域内の農用地面積(H21) (うち、中山間地域等直接支払の対象面積)</td><td>約424万ha (約83万ha)</td></tr> </tbody> </table> <p>【農地・水保全管理支払の交付単価】(円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">共同活動支援交付金</th> </tr> <tr> <th>都府県</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 繼続地区（5年以上取組を実施している地区）又は新規地区であって向上活動支援交付金にも取り組む地区にあっては、表中の単価の7.5割を上限とする。</p> <p>【中山間地域等直接支払の交付単価の例】(円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>急傾斜(1/20~)</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>急傾斜(15°~)</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>草地比率の高い草地(寒冷地)</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	農地・水保全管理支払 田102万ha、畑36万ha、草地8万ha	約146万ha	中山間地域等直接支払 田31万ha、畑6万ha、草地29万ha、採草放牧地1万ha	約68万ha	環境保全型農業直接支援 水稻2.6万ha、いも・野菜類0.4万ha、その他作物1.1万ha	約4万ha	(参考)農振農用地区域内の農用地面積(H21) (うち、中山間地域等直接支払の対象面積)	約424万ha (約83万ha)		共同活動支援交付金		都府県	北海道	田	4,400	3,400	畑	2,800	1,200	草地	400	200	地目	区分	交付単価	田	急傾斜(1/20~)	21,000	畑	急傾斜(15°~)	11,500	草地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500	<p>○ 農業生産活動は、一般に、集落のまとまりの中で、共同的な活動を通じて営まれ、それによって多面的機能を発揮していることから、地域内の農業者が共同で取り組む農業・農村の多面的機能の維持・発展、地域社会の維持活動等を支援する。</p> <p>○ 水田のほか、畑地・樹園地、草地についても支払の対象とするとともに、地域の農業者が広く取り組むことが出来るような仕組みとする。</p> <p>○ 交付単価については、農地を農地として維持するための共同活動コストに着目し、地域別、地目別に設定する。</p>	<p>○ 交付単価は10a当たりの単価とし、地域（都府県／北海道）及び地目（田／畑／草地）に区分して、地域活動に要するコストに基づき設定する。(※畑には、樹園地を含む。)</p> <p>○ 10a当たりの単価に農地面積を乗じた額を活動組織に対して支払う。</p> <p>○ 対象農地としては、農振農用地区域内の農用地その他市町村が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地とする。</p>
農地・水保全管理支払 田102万ha、畑36万ha、草地8万ha	約146万ha																																			
中山間地域等直接支払 田31万ha、畑6万ha、草地29万ha、採草放牧地1万ha	約68万ha																																			
環境保全型農業直接支援 水稻2.6万ha、いも・野菜類0.4万ha、その他作物1.1万ha	約4万ha																																			
(参考)農振農用地区域内の農用地面積(H21) (うち、中山間地域等直接支払の対象面積)	約424万ha (約83万ha)																																			
	共同活動支援交付金																																			
	都府県	北海道																																		
田	4,400	3,400																																		
畑	2,800	1,200																																		
草地	400	200																																		
地目	区分	交付単価																																		
田	急傾斜(1/20~)	21,000																																		
畑	急傾斜(15°~)	11,500																																		
草地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500																																		

(参考1) 「農地維持支払(仮称)」及び「資源向上支払(仮称)」の概要

〔農地維持支払(仮称)〕(新設)

- ・農業者等で構成される活動組織が、農地を農地として維持していくため、以下の共同活動に取り組む場合に支援。
  - ①農業生産資源の基礎的保全活動  
(農地の保全管理、水路の泥上げ、農道の草刈等)
  - ②多面的機能の維持・発揮を支える地域活動  
(集落機能の強化等)
- ・畑地、草地も含め対象面積は、400万ha以上を想定。

〔資源向上支払(仮称)〕(農地・水保全管理支払の組替え・名称変更)

- ・現行の農地・水保全管理支払のうち、
  - ①農業生産資源や農村環境の質的向上を図る共同活動(施設の軽微な補修、良好な景観形成等)に加え、
  - ②多面的機能の増進を図る共同活動(防災・減災力の強化、農村環境保全活動の幅広い展開等)への支援を拡充。
- ・農業者以外の地域住民を含む活動組織が、上記の活動に取り組む場合に支援。

(参考2) 「農地維持支払(仮称)」及び「資源向上支払(仮称)」の単価の考え方

〔農地維持支払(仮称)〕(新設)

- ・農業生産資源(農地、水路、農道等)の基礎的保全活動など多面的機能の維持・発揮を支える地域活動に要する費用を基に設定。

〔資源向上支払(仮称)〕(農地・水保全管理支払の組替え・名称変更)

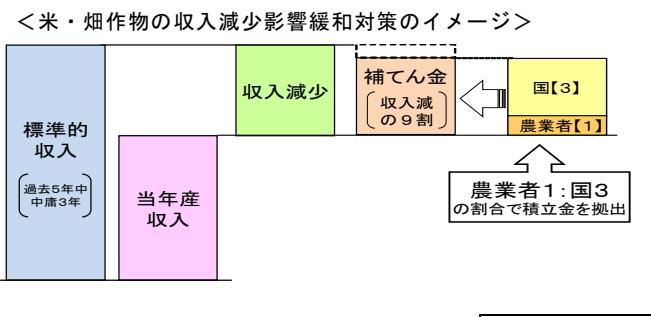
- ・現行の農地・水保全管理支払の支援水準から、多面的機能の発揮のための支払で支援する部分を除いた費用を基に設定。また、多面的機能の増進に寄与する活動に要する費用を含めることを検討。

## 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）（法律及び予算措置）

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>【対象農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての販売農家・集落営農 (H25年産の加入者 8.4万件)</li> </ul> <p>自公政権時代の担い手経営安定法に基づくゲタ対策の対象農業者は、産業政策の観点から、認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者</p> <p>〔都府県4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等、市町村特認あり〕</p> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね</li> </ul> <p>自公政権時代の担い手経営安定法に基づくゲタ対策では、そば・なたねは政令指定していなかったところ</p> <p>【支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○数量払を基本。面積払は収穫前に内金として支払い（全国一律単価）。</li> </ul> <p>自公政権時代の担い手経営安定法に基づくゲタ対策では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去実績に基づく面積払を7割</li> <li>・数量払を3割</li> </ul> <p>という設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諸外国との生産条件格差から生ずる不利があり、コスト割れ補てんが必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産拡大のインセンティブがつくような仕組みとする必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者要件については、構造政策と矛盾しないものとすることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諸外国との生産条件格差から生ずる不利があることから、引き続き、実施することとしてはどうか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産拡大のインセンティブがつくよう、支払方法については、数量払を基本とし、面積払は内金とすることとしてはどうか。 (法律に基づく措置とするには法改正が必要)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象農業者は、産業政策の観点から、担い手経営安定法に基づくゲタ対策の対象である認定農業者、集落営農に、認定就農者を加え、いずれも規模要件は課さないこととしてはどうか。(法律に基づく措置とするには法改正が必要)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そばについては、捨て作りを防止する観点から、未検査品等は対象から外してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諸外国との生産条件格差から生ずる不利があることから、引き続き、実施する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産拡大のインセンティブがつくよう、支払方法については、数量払を基本とし、面積払は内金とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正が必要なため、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 27年産から法律に基づく措置として実施</li> <li>② 26年産は予算措置で実施</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象農業者について、産業政策の観点から、担い手経営安定法に基づくゲタ対策の対象である認定農業者、集落営農に、認定就農者を加え、いずれも規模要件は課さない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正が必要なため、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 27年産から新しい対象者要件で実施</li> <li>② 26年産は、予算措置で、現行どおり、全ての販売農家・集落営農を対象に実施</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そばについては、捨て作りを防止する観点から、26年産から未検査品、27年産から規格外品を支援の対象から外す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の交付単価等は、設定から3年が経過していることから、26年産から交付単価等を見直す。</li> </ul>

## 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)（法律に基づく措置）

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>【対象農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔都府県 4ha、北海道10ha、 集落営農20ha以上等、市町村特認あり〕</li> </ul> </li> <li>〔H25年産 加入者 6.8万件、 うち 米の加入面積 43万ha〕</li> </ul> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ</li> </ul> <p>【支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準的収入額」と「当年産収入額」の差額の9割</li> <li>○農業者の拠出あり (「農業者1：国3」の割合で拠出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農産物価格下落の影響が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットは必要。</li> <li>○対象者要件については、ゲタ対策と合わせる必要。</li> <li>○中期的には、農業経営全体に着目した収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつけていく必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農産物価格下落の影響が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、引き続き実施することとしてはどうか。</li> <li>○ 対象農業者は、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）と同様とし、現行法の認定農業者、集落営農に、認定就農者を加え、いずれも規模要件は課さないこととしてはどうか。（法改正が必要）</li> <li>○ すべての作目を対象として収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつけることとしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農産物価格下落の影響が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、引き続き実施する。</li> <li>○ 対象農業者について、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）と同様とし、現行法の認定農業者、集落営農に、認定就農者を加え、いずれも規模要件は課さない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正が必要なため、               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 27年産から新しい対象者要件で実施</li> <li>② 26年産のナラシ対策は従来の対象者要件となるが、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策を実施する。</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>○ 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。</li> </ul>



## 水田活用の直接支払交付金

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>【対象農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての「販売農家」と「集落営農」(米の生産調整未達成者にも、水田における他作物の作付に応じて交付)</li> </ul> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水田で作付される麦、大豆、米粉用米、飼料用米、そば、なたね等</li> </ul> <p>【支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①戦略作物助成 作付実績に基づき全国一律単価で交付</li> <li>②産地資金 あらかじめ定められた各都道府県の上限額の中で、地域が取り組み内容（作物等）・単価を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主食用米の需要トレンドを踏まえ、非主食用米への生産誘導のためには、強力なインセンティブが必要。</li> <li>○他方で、飼料用米の単収が低い、そば・なたねの捨て作りが広がっている等の課題への対応が必要。</li> <li>○また、水田を効率的に活用し、食料自給率・食料自給力の向上を図る観点から、農業の生産性の向上等に配慮しながら、水田フル活用を図る必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単収向上の取組へのインセンティブとして、飼料用米等については、生産数量に応じて支払う仕組み（数量払）を導入してはどうか。</li> <li>○ 地域や農家ごとの取組に差が大きいそば・なたねについては、産地における創意工夫を活かすため、産地資金に移行してはどうか。</li> <li>○ 地域において作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」の作成を進めるとともに、多収性品種の導入支援など産地づくりに向けた助成を充実してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水田活用直接支払交付金の見直し（26年産から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・多収量専用品種の導入等、飼料用米の単収を上げる取組へ誘導するため、飼料用米等については、栽培面積に応じて支払う面払いに加え、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入する等、非主食用米等についてのインセンティブを高める。</li> <li>・そば・なたねについては、地域や農家ごとの取組に差が大きいことから、全国一律での戦略作物として助成することを改め、「産地交付金（仮称）」（産地資金を名称変更）に移行することで、産地における創意工夫を活かした需要に応じた生産を推進するとともに、捨て作りも防止。</li> <li>・「産地交付金（仮称）」については、地域において作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」（策定が交付金活用の要件）に基づく取組を推進するとともに、飼料用米等について多収性の専用品種に取り組む場合に追加配分する仕組みを導入するなど、産地づくりに向けた助成を充実。</li> </ul> </li> </ul>

## 米政策

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>&lt;水田における需要に応じた生産の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食生活の変化に伴う米の消費量の減少傾向を踏まえ、需要に見合った生産を推進しており、           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主食用米の需給調整については、従来の強制感を伴うペナルティを廃止するとともに、</li> <li>② 水田を有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図る観点から、非主食用米である加工用米、米粉用米及び飼料用米や国産需要のある大豆・小麦の生産を振興する</li> </ul> </li> <li>等により、生産者自らの選択・経営判断により、自由に作付け可能な仕組みに見直してきたところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米の生産調整は既に実質的には選択制となっているものの、経営判断により需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要。</li> <li>○ また、水田を効率的に活用し、食料自給率・食料自給力の向上を図る観点から、農業の生産性の向上等に配慮しながら、水田フル活用を図る必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水田活用対策等を充実させることで、生産者や集荷業者・団体が国の需給見通し等を勘案しながら主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に見合った米生産の実現を図るために環境を整備することとしてはどうか。</li> <li>○ 具体的には、以下の取組を進めていくこととしてはどうか。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水田活用直接支払交付金の充実（前頁参照）</li> <li>② 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進</li> <li>③ 国による、よりきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供</li> <li>④ 豊作・需要減等による需給の不安定化に対応するため、民間主導の取組が可能となるよう環境整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米の生産構造の改革を進めつつ、水田活用対策等を充実させることで、生産者や集荷業者・団体が、国が策定する全国ベースの需給見通し等を勘案しながら主体的な経営判断や販売戦略に基づき、主食用米偏重でなく、需要に見合った米生産の実現を図るための環境を整備する。その際、新規需要米や加工用米など総合的な米の需給安定を確保するとともに、現場での円滑な移行に十分配慮する。</li> <li>○ 具体的には、以下の取組を進めていく。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水田活用直接支払交付金の充実（詳細は前頁参照）               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飼料用米等の単価を見直し数量払いを導入</li> <li>イ 飼料用米等について多収性品種に取り組む場合の追加配分等、「産地交付金（仮称）」の充実</li> <li>ウ 県・市町村段階での「水田フル活用ビジョン」の作成 等</li> </ul> </li> <li>② 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>中食、外食等を始めとした多様なニーズに応じた米の生産・流通を進めるとともに、現在、集荷業者、卸等の流通業者との間で行われている複数年、播種前などの事前契約による安定的な取引の確保の取組の一層の推進。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

		従来	現在
主食用米の需給調整の非参加に対するペナルティ措置			
主食用米の生産数量目標		主食用米の需給調整の未達成県の生産数量目標を、達成県に付け替え	廃止
施設整備や制度資金等の各種支援措置		主食用米の需給調整の達成地域・参加者を優先して支援	廃止
水田を有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図るために作付に対する助成	対象者	主食用米の需給調整の参加者のみに交付	主食用米の需給調整の参加者・非参加者のいずれにも交付
	対象品目	大豆、小麦等のみ交付	大豆、小麦等のほか、非主食用米(加工用米、米粉用米、飼料用米)にも交付
主食用米に対する助成 〔①米の直接支払交付金 ②米価変動補填交付金〕		なし	主食用米の需給調整の参加者に交付

#### ■ 近年における水稻の作付状況



#### ③ 適切な需給情報の提供

生産者の主体的な経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるよう、国は、全国ベースの米の生産と需要の見通しの策定に加え、よりきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報を提供。

#### ④ 民間主導の需給安定の取組

生産者自らの取組を基本として販売の見込みが立たなくなった主食用米を、需要が期待できる加工用や飼料用等へ供給するなど、豊作・需要減等に対応するための民間主導による需給安定の取組が可能となるよう環境整備。

- これらの対策を進める中で、その定着状況をみながら、5年後を目指し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

## 米の直接支払交付金

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>【対象農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米の生産調整を達成した販売農家・集落営農</li> <li>○加入者ごとに、作付け面積から10aを控除したものと交付対象面積としている            H25年産 加入者 96万件            加入面積 115万ha         </li> </ul> <p>【支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国一律単価で、主食用米のコスト割れ分（「標準的な生産費」（平成14～20年産の7年中、中庸5年）と「標準的な販売価格」（平成18～20年産の3年平均）の差額）を交付</li> <li>○交付単価 15,000円／10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、米については、諸外国との生産条件格差から生ずる不利はなく、そもそも固定支払を行う理由がない。</li> <li>○また、小規模農家を含めた全ての販売農家が対象であり、自民党はバラマキと批判してきたところ。</li> <li>○消費が減少していく主食用米よりも、非主食用米等への支援を充実することが必要。</li> <li>○ただし、現場の混乱を避けるための配慮は必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左のような課題を踏まえ、経過措置として、26年産米から単価を削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。</li> </ul>	

## 米価変動補填交付金

現状(10/25議論)	課題(10/25議論)	論点整理(10/31議論)	中間取りまとめ
<p>【対象農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米の生産調整を達成した販売農家・集落営農（米の直接支払交付金の交付対象者）           <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <b>H25年産 加入者 96万件 加入面積 115万ha</b> </div> </li> </ul> <p>【支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国一律単価で、米の「標準的な販売価格」（平成18～20年産の3年平均）と「当年産の販売価格」の差額全額（10割）を交付</li> <li>○生産者の拠出はなし</li> <li>○当年産米の翌年3月までの販売価格を見て、支払いは翌年度の5～6月に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産者の負担（拠出）がなく、かつ、10割補てんであるため、生産者のモラルハザードとなるおそれがある。</li> <li>○米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から生産者拠出を伴うナラシ対策がある。</li> <li>○民主党法案の変動補填交付金は生産者拠出を伴う主食用米と畑作物の収入減少の影響緩和対策（ナラシのようなスキーム）に変わっているところ。</li> <li>○米の直接支払と同じく、小規模農家を含めた全ての販売農家が対象であり、自民党はバラマキと批判してきたところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左のような課題を踏まえ、平成26年産米から廃止することとしてはどうか。 (収入減少影響緩和対策（ナラシ）で対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左のような課題を踏まえ、平成26年産米から廃止する。</li> </ul>